

見附市選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 4 条の 2 第 2 項の規定により、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例制定請求代表者 新潟県新潟市西区近藤 正道 他 1 1 8 名から提出された東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例制定請求者署名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 2 6 日

見附市選挙管理委員会委員長 佐野 眞砂子

- 1 縦覧の期間 令和 7 年 2 月 2 7 日から令和 7 年 3 月 5 日まで
- 2 縦覧の場所 見附市役所 3 階 総務課